

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 名称

名称は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

3 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当の内容に関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

4 部会長等

部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、部会長、副部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

別表

部 会 長	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員長 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部)
委 員	甲賀食品衛生協会から推薦された者
委 員	甲賀調理師会から推薦された者
委 員	信楽料理旅館飲食業組合から推薦された者
委 員	甲賀保健所から推薦された者